

佐賀県告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月十四日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 解除に係る保安林の所在場所
杵島郡白石町大字堤字船野山三七八三の四〇（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び白石町農村整備課に備え置いて縦覧に供する。）